

ケアハウスみんなの家重要事項説明書

1 事業主体

事業者の名所 社会福祉法人 有磯会
法人所在地 〒939-0741 富山県下新川郡朝日町泊555番地
代表者名 理事長 草原 庄一

2 ご利用施設

施設の名称 ケアハウスみんなの家
所在地 〒939-0749 富山県下新川郡朝日町泊新5番地
電話番号 0765-82-2005
FAX番号 0765-82-2239
開設年月日 平成17年10月1日
入居定員 60名
居室 1人部屋 46室
夫婦部屋 7室（内6室1人部屋可能）

3 事業の目的と運営方針

事業の目的

ケアハウスは、『可能なかぎり在宅で生活したい。しかしそうするには身体的・精神的に不安がある。』そうした人達を出来る限り「在宅」に近い環境で、日常の基本的なサービス（食事、入浴など）を提供し、心身ともに健やかに自立した楽しい在宅生活を長く続けていただけるよう援助することを目的に、日常の高齢者のケアに配慮しつつ、自立した生活を確保するための福祉機能と生活機能をあわせもつ老人福祉施設です。

施設の運営方針

入居者及びその家族、地域の人々の期待に応え、多様なサービスが入居者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、入居者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を送ることが出来るよう支援する。

4 利用条件

- (1) 年齢60歳以上の方。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により、当該者共に入所させることが必要と認められる者。
- (2) 日常生活に介護を必要とせず、居室の掃除、洗濯、入浴、身の回りの整理など、日常の生活が自分で行える方。
- (3) 高齢により、ある程度の身体機能の低下が認められ、自炊に不安がある方。
- (4) 高齢により、独立して生活するには不安のある方であり、家庭環境・住宅事情などにより、生活に不安をお持ちの方。
- (5) 定められた利用料等が支払える資産、所得、仕送り等がある方。
- (6) 確実な補償能力を有する身元保証人のいる方。

5 利用料金

階層	対象収入による階層区分 (年間収入)	月額利用料			
		事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 以下	10,000	46,324 11月から3月は 冬期加算として 月 4,870 円加算 されます。	20,000	76,324
2	1,500,001～1,600,000	13,000			79,324
3	1,600,001～1,700,000	16,000			82,324
4	1,700,001～1,800,000	19,000			85,324
5	1,800,001～1,900,000	22,000			88,324
6	1,900,001～2,000,000	25,000			91,324
7	2,000,001～2,100,000	30,000			96,324
8	2,100,001～2,200,000	35,000			101,324
9	2,200,001～2,300,000	40,000			106,324
10	2,300,001～2,400,000	45,000			111,324
11	2,400,001～2,500,000	50,000			116,324
12	2,500,001～2,600,000	57,000			123,324
13	2,600,001 以上	58,000			124,324

※ この表における「対象収入」とは前年収入から、租税（固定資産税を除く）、社会保険料、医療費の必要経費を控除した後の金額です。

※ 入所者の対象収入の把握は、毎年6月に必要な書類の提出を求め、毎年7月1日から必要に応じて認定変更、適用期間は7月1日から翌年の6月31日までです。

※ 11月から3月までの間、冬期加算として月4,870円追加となります。

※ 居室内の光熱費及び電話料は入居者負担となります。

※ 夫婦で入居される場合については、夫婦の収入及び必要経費をそれぞれ合算し、合計額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当するときは夫婦それぞれの事務費徴収額は、一覧表の額より30%減額した金額となります。

6 利用料の請求

利用料は（上記料金表の金額に居室の光熱費及び電話料を合算）1か月ごとに計算し、毎月20日に（土日祝日の場合は銀行の翌営業日）口座から引き落としをさせていただきます。

※当ケアハウスの取り扱い金融機関は北陸銀行泊支店です。

7 職員の配置と職務

職 種	職 務 内 容	人 員
施設長兼管理課長	指揮監督、業務総括	1
生活相談員	相談助言、入居調整、生活援助	1
介護職員	日常生活上の支援・援助	2
栄養士	献立作成、衛生指導、栄養管理	1以上
事務員	施設会計、財産管理、庶務	1

※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は、職員が1名日直しますが、通常の各種相談、各種届出、苦情等は平日の職員勤務時間内にお願ひします。

※ 夜間は宿直員がケアハウスに泊まります。宿直員の任務は、夜間の警備、防犯・防火上の対応、入居者の緊急時対応です。通常の各種相談、各種届出、苦情等は通常勤務の職員に申し出て下さい。

8 施設サービスの概要

① 栄養士の献立により、栄養と入所者の健康に配慮したおいしい食事を提供します。

食事時間

朝食	7時40分～8時40分
昼食	12時00分～13時00分
夕食	17時45分～18時45分

※ 食事が不要ないときは申し出て下さい。給食費は、利用料の生活費の中に含まれています。10日前までに申し出て頂ければ、欠食分の材料費を返金いたします。

② 入浴

- ・入浴は6階の浴場を利用して下さい。入浴時間は次のとおりです。

入浴時間

日曜日～金曜日 午後2時～午後5時30分

- ・保守点検のため、毎週土曜日は休湯日になります。
- ・露天風呂は5月から10月まで使用可能です。

・個室浴

大浴場の他に、個室の風呂が3・4・5階にあります。ご都合により個室浴を利用される場合は有料となり、一回につき200円の利用料を頂きます。

個室浴の利用は届出が必要です。職員まで申し出て下さい。

(使用時間 8:30～18:00)

③ 健康管理

- ・入所者の健康管理をするため、年1回、町の協力を得た定期健康診断がありますので、必ず受診して下さい。
- ・ケアハウスみんなの家では、入居者の健康診断の記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めます。
- ・インフルエンザの予防接種は必須です。朝日町保健センターの指示により必ず予防接種をお受け下さい。
- ・ケアハウスみんなの家では、緊急の場合等に、以下の医療機関に対し、協力医をお願いしています。

*あさひ総合病院

*小杉歯科医院

その他

- ・かかりつけの医療機関がありましたら届け出て下さい。緊急の場合に医師の指示を仰ぐのに必要です。

④ 相談及び援助

- ・各種相談に応じるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。

⑤ 社会生活上の便宜

- ・入所者からの要望を考慮して年間行事を作成し、教養娯楽、日常生活支援、サークル等の事業を行います。

9 入所にあたって留意すべき事項

① 面会訪問

- ・入所者に面会や来訪者があったときは、その都度備え付けの面接・来訪者用紙に記入してください。

② 外出・外泊

- ・入所者は、外出又は外泊しようとするときはその都度、外出届け又は外泊届けを提出してください。

③ 入所者の留意事項

- ・ 入所者は、相互に親睦と信頼と融和に努め、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけてください。
- ・ テレビ・ラジオ等音響機器の利用は、他の入所者の迷惑にならないようボリュームを落としてください。
- ・ 入浴に際しては、他の入居者も利用することも考え、清潔の維持に留意してください。
- ・ 居室の外のベランダは、災害・非常時の避難通路となりますので、避難に支障が出ないように充分注意して利用してください。

④ 居室での留意事項

- ・ 居室の清掃、日常的な維持管理は入所者が行ってください。ただし、入所者ができないときは、その家族又はヘルパー等の支援を受けて行ってください。
- ・ 居室のゴミ・廃棄物については、新川広域圏指定のゴミ袋に入れ、ケアハウスのゴミ置き場に出してください。
- ・ 居室において使用できる暖房機器は、電気ストーブ（倒れると電源の切れる物）、電気毛布、電気コタツ及び電気カーペットに限ります。

⑤ 部外者の利用

- ・ 外来者を宿泊させるときは、あらかじめ施設長に届け出て許可を得てください。

⑥ 施設内での禁止行為

- ・ けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ・ 宗教活動、政治活動、営業活動及び習慣等により他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりなどの迷惑を及ぼすような行動をすること。
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全・衛生を害すること。
- ・ 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- ・ 施設内で動物を飼育すること。
- ・ 居室を含む施設敷地内で喫煙すること。（但し、申し出があれば、敷地内で施設が指定する場所での喫煙は認めるものとします。）

10 体験入所

ケアハウスでの生活に不安がある入所希望者や、施設が施設での生活の可能性について判断するため体験入所することができます。なお、旅館としての利用や空室等の長期間のご利用はできません。

* 体験入所の利用料金 1日（3食付き）4,000円（水道料、電気料含む）

1 1 個人情報の保護

職員は、入所者の「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

職員が知り得た入所者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報の提供は必要に応じて入所者又はその家族の了解を得るものとする。

1 2 緊急時の対応

入所者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、その者の家族等緊急連絡先へも連絡いたします。

1 3 事故発生時の対応

提供するサービスにより事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を行います。又、事故の原因について解明し、再発防止のための対策を講じます。

1 4 非常災害対策

- (1) 防災設備 全館スプリンクラー設備、階各所に消火器・消火設備、火災報知器など防災システムの設置
- (2) 防災訓練 年2回

1 5 苦情相談窓口

- (1) 施設利用の各種相談にあたり、生活相談員が対応させていただきます。
お気軽にご相談ください。
電話 0765-82-2005
時間 8:30~17:30
また、意見箱を事業所内に設置しています。

(2) 行政機関

- ① 朝 日 町 健 康 課 (電話 0765-83-1100)
- ② 入 善 町 保 険 福 祉 課 (電話 0765-72-1100)
- ③ 黒 部 市 福 祉 課 (電話 0765-54-2111)
- ④ 新川地域介護保険ケーブルテレビ事業組合 (電話 0765-57-3303)
- ⑤ 富山県国民健康保険団体連合会 (電話 076-431-9833)
- ⑥ 富山県福祉サービス運営適正化委員会 (電話 076-432-3280)
- ⑦ 新潟県糸魚川市福祉事務所 (電話 025-552-1511)